

高知県企業立地用地等情報マッチング支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本県に立地を希望し、立地に適した土地又は建物等に関する情報を求める事業者（以下「立地希望事業者」という。）と土地又は建物等に関する情報を提供できる事業者（以下「不動産事業者等」という。）のマッチングを支援し、企業立地及び民間による土地等の利用促進を図る高知県企業立地用地情報マッチング支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、各用語の定義については、次の各号に定めるところによる。

(1) 立地希望事業者

ア 本県に立地を希望し、土地や建物等に関する情報を求める事業者

(2) 不動産事業者等

ア 本県における土地又は建物等に関する情報を提供できる事業者

イ 本県において土地開発を事業として行う事業者

(3) 不動産情報

ア 本県における土地又は建物等についての売買（不動産事業者等の所有地又は専任媒介契約もしくは一般媒介契約が締結されているものに限る。）、賃貸借（当該物件の所有者又は管理者と調整が完了しており、客付依頼日が明記できるものに限る。）又は土地開発に関する情報

(取り扱う情報の範囲)

第3条 本事業で取り扱う不動産情報の範囲は、立地希望事業者が立地又は開発を行ううえで必要な情報とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律100号）、建築基準法（昭和25年法律201号）、消防法（昭和23年法律186号）その他の法令又は本県の条例、規則、要綱等の規制若しくは基準に抵触するもの
- (2) 本県が実施又は計画する事業に重大な影響を与えるおそれがあるもの
- (3) 固定資産税等の滞納処分がある不動産に関するもの
- (4) その他知事が不相当と認めるもの

(不動産事業者等の登録)

第4条 不動産情報の提供を希望する不動産事業者等は、登録を希望する15日前までに別記第1号様式による不動産事業者等登録（変更）申請書に関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する登録申請をした者が、次の各号に該当する場合を除き、不動産事業者等の登録を行い、登録した不動産事業者等（以下「登録不動産事業者等」という。）に対して、別記第2号様式による不動産事業者等登録（変更）承認通知書により通知するものとする。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問そ

の他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (11) 前10号に掲げる場合のほか、知事が不動産事業者等として適当でないとき。

(不動産事業者等の変更)

第5条 登録不動産事業者等は、登録決定通知書を受領した後において、登録申請書の記載内容に変更があった場合は、速やかに別記第1号様式による不動産事業者等登録(変更)申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項による変更申請について適当と認めたときは、別記第2号様式による不動産事業者等登録(変更)承認通知書により通知するものとする。

(不動産事業者等の登録取消し)

第6条 知事は、登録不動産事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2項各号に規定するいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により第4条第2項に規定する登録を受けたとき。

(不動産事業者等の登録辞退)

第7条 登録不動産事業者等は、登録を辞退しようとするときは、別記第3号様式による不動産事業者等登録辞退届出書を知事に提出しなければならない。

(不動産情報の提供依頼)

第8条 不動産情報の提供を受けようとする立地希望事業者は、別記第4号様式による不動産情報提供依頼申請書を知事に提出しなければならない。

2 立地希望事業者は、不動産情報の照会を行う登録不動産事業者等を選択できるものとする。

3 知事は、前第1項に規定する情報提供の申請があり、かつ、申請内容が第3条に規定する範囲に適合すると認める場合は、別記5号様式による不動産情報提供依頼受理通知書により通知するとともに、

別記第6号様式による不動産情報照会依頼書（以下「情報照会依頼書」という。）を立地希望事業者が選択した登録不動産事業者等に送付し、不動産情報の提供を依頼する。

4 前第1項に規定する不動産情報提供依頼申請書の有効期間は、知事が前第3項に規定する不動産情報提供依頼受理通知書により通知した日から、原則1ヶ月以内までとする。

（不動産情報の収集及び提供）

第9条 前条第3項に規定する不動産情報照会依頼書を受理した登録不動産事業者等は、依頼のあった内容に該当する不動産情報の収集に努め、立地希望事業者が不動産情報照会依頼書に掲げる回答期限までに回答を行う。ただし、回答期限までに提供可能な不動産情報がない場合には、回答は不要とする。

2 前項により回答した不動産情報の売約、売約の見込みその他の事由により取扱いが困難となった場合、回答を行った登録不動産事業者等は、直ちに当該立地希望事業者に対し、その旨を連絡しなければならない。

（結果等報告）

第10条 第9条第1項の規定により依頼を受け、回答した不動産情報について、売買契約又は賃貸借契約が成立したときは、登録不動産事業者等において別記第7号様式による不動産情報取扱結果報告書を提出しなければならない。

2 知事は、不動産情報の収集及び提供等の状況について、立地希望事業者又は登録不動産事業者等に対し、必要があると認めるときは、報告を求めることができる。

（守秘義務）

第11条 登録不動産事業者等は、この事業の実施に関して知り得た立地希望事業者の情報を、当該立地希望事業者の同意なく他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 立地希望事業者は、この事業の実施に関して知り得た登録不動産事業者等の秘密を、当該登録不動産事業者等の同意なく他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（県等の責任の範囲）

第12条 第8条第3項に規定する不動産情報照会依頼書を知事が登録不動産事業者等に送付した後に行われる立地希望事業者と登録不動産事業者等との間の連絡調整、交渉、契約その他の行為については、知事は一切責任を負わない。

（県の費用負担）

第13条 本事業の実施において、知事は一切の費用負担をしない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。